

入院中の感染対策についてのお願い

独立行政法人労働者健康安全機構
福島労災病院 院長 齋藤 清

当院では面会制限、外来や入院患者さん及び職員の体調観察、マスク着用等感染症拡大に最大限の注意を払っております。それでもなお院内に無症状の感染者が滞在し、無症状であっても他の方に感染を広げる可能性があることをご承知おき下さい。

1. 院内での感染予防対策にご協力ください

患者さん自身が感染から身を守るため、院内では不織布マスクを着用下さい。

また、入院から 5 日以内に、同居のご家族が新型コロナやインフルエンザと診断された場合や風邪症状があった場合は、病棟看護師までご連絡下さい。

2. 発症者がでた段階で転院及び転棟が困難になることや治療を延期する場合があります

院内で発症者がでた場合にはその方以外が感染している可能性があることから、ご本人に症状が無くてもその段階で入院や転院、転棟の制限を行うことがあります。

また、緊急性の低い手術や検査を延期する可能性もあります。

3. 院内発症時の感染対策・ウイルス検査について

院内で発症者がでた場合の感染症の拡がりを防ぐために、病室の変更や病室内での隔離を行うことがあります。

また、必要に応じてウイルス検査を実施する場合があります。予めご了承下さい。

4. 感染発症時の対応について

入院患者さんが隔離を必要とする感染症と判明した場合、治療病床に転棟又は転床して頂く場合があります。

また、治療や検査など入院費用は患者さんにご負担頂きますので、予めご了承下さい。